年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 平成28年10月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600218号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600060号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和51年10月1日から昭和52年10月 1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和51年10月から 昭和52年9月までの標準報酬月額については、16万円を17万円とする。

昭和51年10月から昭和52年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年4月1日から昭和59年6月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低額となっている。請求期間のうち、一部の期間に係る確定申告書等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間のうち、昭和51年10月から昭和52年9月までの期間の標準報酬月額は16万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の関係者から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」によると、請求者の昭和51年10月1日の定時決定における標準報酬月額が16万円で決定されているところ、当該事業所が社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額の平均額は標準報酬月額17万円に該当する上、同通知書にはB社会保険事務所(当時)の確認印が押されてあることから判断すると、

請求者の昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録において、同社会保険事務所の事務処理及び記録管理に不備があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の昭和 51 年 10 月 1 日の定時決定において、標準報酬月額を 17 万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、請求期間のうち昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 9 月までの標準報酬月額については、A社の関係者から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」における報酬月額の平均額から 17 万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和49年4月1日から昭和51年10月1日までの期間 及び昭和52年10月1日から昭和59年6月1日までの期間について、請求者から 提出された昭和56年分及び昭和57年分の所得税の確定申告書(控)並びに昭和 58年度市民税・県民税課税明細書に記載されている給与及び給与収入から推測で きる当該期間に係る報酬月額は、請求者が主張する給与月額とおおむね合致してい る。

しかしながら、前述の確定申告書及び課税明細書に記載されている社会保険料控除額は、請求者の昭和56年及び昭和57年に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料並びに確定申告書等で確認できる給与の金額から算出した雇用保険料の合計額より低額であることから、当該期間において請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、A社の関係者から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書」等によると、当該事業所から社会保険事務所に対して届出された請求者の昭和49年4月1日から昭和51年10月1日までの期間及び昭和52年10月1日から昭和59年6月1日までの期間における標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、平成23年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、請求者の昭和49年4月1日から昭和51年10月1日までの期間及び昭和52年10月1日から昭和59年6月1日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時A社において社会保険の事務担当者であったとする者に照会したところ、「請求者の請求期間に係る報酬月額は不明だが、請求期間当時の報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除については、オンライン記録どおりの届出を行い、当該標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」旨回答して

いる。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、遡及して標準報酬月額の訂正等が行われたなどの不自然な処理は見当たらず、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の昭和49年4月1日から昭和51年10月1日までの期間及び昭和52年10月1日から昭和59年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600225号 厚生局事案番号 : 東北(国)第1600020号

第1 結論

昭和59年4月から昭和63年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月から昭和63年7月まで

私は、昭和59年3月末にそれまで勤めていた職場を退職し、同年4月に大学院に進学したため、国民年金の加入手続を行い、昭和63年8月末に留学するまでの請求期間の国民年金保険料を納付していた。しかしながら、国の記録では、請求期間のうち昭和59年4月から昭和63年3月までの期間が国民年金の未加入期間とされており、同年4月から同年7月までの期間の保険料が未納とされている。

私の年金手帳には、請求期間が国民年金の被保険者となっている記録が残っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和57年3月に大学卒業後すぐに国民年金に加入し、その後、就職して厚生年金保険被保険者となったが、退職後、大学院に進学した昭和59年4月頃にA市B区役所で国民年金に再加入する手続を行った。」旨述べているところ、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の記録欄に「被保険者となった日」は「昭和59年4月1日」、「被保険者でなくなった日」は「昭和63年8月29日」、「被保険者の種別」欄には強制加入被保険者であることを示す「強」と記載されており、「A市B区」の確認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の記号は「*」であることから、C社会保険事務所(当時)の課所記号であることが確認できるところ、同社会保険事務所が設置されたのは平成元年*月である上、

前述の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号欄には、「A市B区」の確認印が押されていることから、B区において請求者に対して払い出された手帳記号番号であると考えられ、同区役所が開設されたのは、平成元年*月であることから、請求者が加入手続を行ったと主張する時期とは相違している。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によると、請求者に係る昭和57年4月1日の国民年金被保険者の資格取得、同年5月1日の資格喪失、昭和59年4月1日の資格取得、昭和63年8月29日の資格喪失及び平成3年2月7日の資格取得に係る入力処理が同年2月15日に一括して行われていることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成3年2月頃に初めて行われたものと推認できる。

さらに、上記国民年金被保険者名簿によると、前述の入力処理が行われた翌日である平成3年2月16日に「昭和59年4月1日」の国民年金被保険者資格取得年月日を「昭和63年4月1日」に訂正する入力処理が行われていることが確認できるところ、請求期間のうち昭和59年4月から昭和63年3月までの期間は、請求者が大学院生であったと述べていることから、当該期間は国民年金の任意加入対象期間であり、国民年金の加入手続を行った日が被保険者資格の取得年月日となる。このため、請求者の加入手続が行われたと推認できる平成3年2月頃の時点では、遡及して被保険者資格を取得することはできないことから当該処理が行われたものと推認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和59年4月から昭和63年3月までの期間は国民年金の未加入期間とされているが、請求者の年金手帳の国民年金の記録欄では、前述のとおり昭和59年4月1日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得している旨の記載が確認できることについて、A市B区は、「昭和59年4月から昭和63年3月までの期間は、請求者が学生(大学院生)で国民年金の強制加入被保険者期間に該当しないことを確認したため、被保険者資格取得年月日を昭和59年4月1日から昭和63年4月1日に訂正する入力処理を行ったものと推察されるが、請求者の年金手帳の記載が訂正されていないことについては、当時の文書や記録が保存されていないため詳細は確認できない。」旨回答している。

また、前述の国民年金被保険者名簿においても、昭和59年4月から昭和63年3月までの期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできない上、前述の請求者に係る国民年金の加入手続が初めて行われたと推認できる平成3年2月頃の時点において、昭和59年4月1日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得したとしても、当該時点では、昭和59年4月から昭和63年3月までの期間に係る保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求期間のうち昭和63年4月から同年7月までの期間は、前述の国民

年金被保険者名簿により、請求者に係る国民年金の加入手続が初めて行われたと推認できる平成3年2月頃までは、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、昭和63年4月から同年7月までの期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、平成3年2月頃の時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、前述の国民年金被保険者名簿によると、昭和63年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料は未納とされている。

また、請求者はこれまでに交付された年金手帳は現在所持している1冊であると述べている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 1600210 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 1600061 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年8月1日から同年9月1日まで

私は、請求期間において、A社に常勤の従業員として勤務していたが、国の記録では当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。常勤の従業員であれば厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間の前後に勤務していたC社から提出された請求者に係る「人事記録」及びB社から提出された「給与計算書No1」によれば、請求者は、請求期間のうち昭和61年8月4日から同年8月30日までの期間に、A社において常勤の従業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同僚に対する照会の回答から請求期間の前後にA社に勤務したとされる同僚のうち、複数の同僚のオンライン記録によれば、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、請求者が請求期間に同社において常勤の従業員として一緒に勤務したとし、自身も同社に勤務していたとする同僚のオンライン記録によれば、請求期間に係る同社の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、請求期間のうち、昭和61年8月1日から同年8月3日までの期間及び同年8月31日については、請求者がA社に勤務したことが確認できる資料及び周辺事情が無く、勤務の詳細が確認できない。

また、オンライン記録により、請求期間の直後にA社に係る厚生年金保険の被保 険者記録が確認できる同僚の従業員は、「当時、厚生年金保険の加入については希 望制だった。事務長に健康保険証を要求したところ、これまで派遣された人は誰も健康保険に加入していなかったと言われたが、強く希望し、ようやく健康保険に加入する手続を取ってもらったことを記憶している。」旨回答しており、通常、健康保険と厚生年金保険は同時に加入することから、同社では必ずしも全ての常勤の従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者も 給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険 料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間を含む昭和61年4月7日から同年11月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 1600212 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 1600062 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得 年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得 年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年10月13日から平成元年4月12日まで

② 平成元年8月11日から同年9月1日まで

請求期間①についてはA社に、請求期間②についてはB社にそれぞれ派遣社員として勤務していたが、各請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

各請求期間において厚生年金保険に加入していた事を示す書類として年金事務所で記載してもらったメモを提出するので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求期間①当時の資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者であった11人に照会を行ったところ、回答があった6人は請求者を覚えていないとしている。

さらに、前述の回答があった6人のうち、請求期間①当時、A社で給与事務を 担当していたとする者及び派遣社員管理業務を担当していたとする者の2人は 「A社では、請求期間①当時、正社員のほかに派遣社員及び季節工などが 200 人から 300 人ぐらい勤務していたが、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答しているところ、回答があった6人はいずれも正社員であったとしている。

加えて、オンライン記録によると、A社において請求期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間②当時の資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社において請求期間②に厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得し、1年以内に被保険者資格を喪失した者が6人確認でき、所在が確認できた5人に照会を行ったところ、回答があった2人は、請求者を覚えていないとしている上、請求期間②において請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会」による と、請求期間②において、B社が当該期間当時加入していたC厚生年金基金の加 入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間②にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

なお、請求者から提出された年金事務所が作成したとするメモによると、当該メモに記載された請求期間①及び②以外の事業所について、オンライン記録の適用事業所名及び厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日又は喪失年月日が一部相違している上、当該メモに記載されている「事業所名、入社日、退社日」は、請求者の当該事業所に係る雇用保険の加入記録と全て一致していることから、当該メモは年金事務所が管理する記録を基に作成されたものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1600223 号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1600063 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険 者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年8月26日から同年9月2日まで

私は、A社の元部長に、試用期間が5日間あるので平成3年8月26日から勤務するように指示され、同日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年9月2日となっている。また、同社から、平成3年8月分の給与が数千円支給され、私が所持している同年9月分の給与支給明細書において同年8月分の厚生年金保険料が控除されているので、同年8月26日を被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における被保険者資格の取得年月日 は平成3年9月2日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の 取得年月日と一致している。

また、B社から提出された請求者に係る人事記録の「雇入年月日」欄に「平成3年9月2日」、「選任年月日」欄に「平成3年9月7日」と記載されている上、同社から提出された請求者に係る社会保険被保険者台帳の「入社年月日」欄及び「健保年金の資格取得月日」欄に「3年9月2日」と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は、「請求者は、平成3年9月2日に入社し、法令に定められた研修を実施し、同年9月7日にC職として選任している。当社が保管している資料から判断すると、請求者が請求期間において勤務していないことが確認できることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていない。」旨回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる9人(請求者が名前を挙げた同僚を含む。)に対して照会したところ、6人から回答があり、そのうちの2人は請求者が同社に勤務していたことは覚えているものの、請求者の請求期間に係る勤務実態を特定するまでの証言は得られなかった。

また、請求者が所持するA社に係る平成3年9月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は、オンライン記録による請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額に見合う保険料と一致している。

さらに、B社は、「当社の請求期間当時に係る給与支払方法は、月末締め、翌月10日支払であり、平成3年9月分の給与の支払年月日は同年10月10日であることから、同年9月分の給与支給明細書において控除している厚生年金保険料は同年9月分であり、同年8月分の保険料は控除していない。また、当社が保管している資料から判断すると、請求者の請求期間に係る保険料を社会保険事務所に対して納付していない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。